

ふじみ野市立鶴ヶ岡コミュニティセンター条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市立鶴ヶ岡コミュニティセンター条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>市民相互の交流を図ることにより、住みよい地域社会づくりを推進し、もって福祉の増進と文化の向上に寄与するため、ふじみ野市立鶴ヶ岡コミュニティセンター(以下「コミュニティセンター」という。)をふじみ野市鶴ヶ岡四丁目16番25号に設置する。</u></p> <p><u>(業務)</u></p> <p>第2条 <u>コミュニティセンターは、次に掲げる業務を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市立鶴ヶ岡複合施設条例</u></p> <p><u>目次</u></p> <p>第1章 <u>総則(第1条)</u></p> <p>第2章 <u>ふじみ野市立鶴ヶ岡コミュニティセンター(第2条―第16条)</u></p> <p>第3章 <u>ふじみ野市立大井中央公民館鶴ヶ岡分館(第17条・第18条)</u></p> <p>第4章 <u>雑則(第19条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、市民活動に関する交流及び連携の場を提供し、地域の創造と発展に資するため、次に掲げる施設をもって構成する複合施設に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>ふじみ野市立鶴ヶ岡コミュニティセンター</u></p> <p>(2) <u>ふじみ野市立大井中央公民館鶴ヶ岡分館</u></p> <p>第2章 <u>ふじみ野市立鶴ヶ岡コミュニティセンター</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第2条 <u>市民相互の交流を図ることにより、住みよい地域社会づくりを推進し、もって福祉の増進と文化の向上に寄与するための施設として、ふじみ野市立鶴ヶ岡コミュニティセンター(以下「コミュニティセンタ</u></p>

(1) コミュニティセンターの利用に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの設置の目的を達成するために必要なこと。

(休館日)

第3条 コミュニティセンターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、コミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第4条 コミュニティセンターの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

一」という。)をふじみ野市鶴ヶ岡四丁目16番25号に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、コミュニティセンターの管理運営を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) コミュニティセンターの利用の受付に関する業務

(2) コミュニティセンターの利用の許可及び料金の収納に関する業務

(3) コミュニティセンターの維持管理に関する業務

(4) コミュニティセンターの利用促進に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 コミュニティセンターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合においてコミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、当該利用に係る条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、コミュニティセンターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) コミュニティセンターを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がコミュニティセンターの利用を制限する必要があると認めるとき。

2 コミュニティセンターを引き続いて利用できる期間は、7日とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

第5条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。

(2) コミュニティセンターを利用しようとする者に対して、平等かつ適正なサービスの提供を行うこと。

(3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報の適切な取扱いについて、必要な措置を講ずること。

(利用時間及び休館日)

第6条 コミュニティセンターの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 コミュニティセンターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はコミ

(利用の許可等)

第7条 コミュニティセンターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、コミュニティセンターの利用を許可しない。

(1) その利用が公共の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) コミュニティセンターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) コミュニティセンターの設置目的に反するとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不正行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、コミュニティセンターの管理運営上必要があると認められるとき。

3 コミュニティセンターの施設を引き続いて利用できる期間は、7日とする。ただし、指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

4 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、コミュニティセンターの管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用権譲渡の禁止)

第8条 前条第1項の規定によりコミュニティセンターの利用の許可を受

コミュニティセンターの管理上特に必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくはコミュニティセンターの利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 第14条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

2 市長は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、第5条の許可を受けた際に別表に定める使用料を納付しなければならない。

けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずること(以下これらを「利用の制限」という。)ができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的又は条件に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 天災その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、コミュニティセンターの管理運営上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により利用の制限をした場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(使用料の免除)

第10条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、コミュニティセンターの利用が終了したときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第6条の規定により利用を制限され、又は第8条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消された場合も同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、当該利用者の負担とする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失によりコミュニティセンターを損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第14条 市長は、利用者の遵守事項を定めるとともに、管理上必要があると認めるときは、当該利用者に対し、その都度必要な指示をするこ

(利用料金の納入)

第10条 利用者は、指定管理者にコミュニティセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第11条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 指定管理者は、既に納入された利用料金を還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由によりコミュニティセンターを利用できないときは、利用料金を還付することができる。

(特別の設備等の許可)

第13条 利用者は、特別の設備を設置しようとするとき、又は既存の設備を変更して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外の利用等の禁止)

第14条 利用者は、コミュニティセンターの利用の許可を受けた目的以外に利用し、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

とができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第2条各号に掲げる業務

(2) コミュニティセンターの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、指定管理者にコミュニティセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項、第4条第2項、第5条、第6条、第8条、第11条ただし書、第12条第2項及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項、第4条第2項及び第6条第1項第3号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第9条の見出し、第10条(見出しを含む。)、第11条(見出しを含む。)及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」と、第10条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により、指定管理者にコミュニティセンターの管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第9条の規定により利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例、条例による規則その他市長が定めるところに従い、コミュニティセンターの管理を行わなければならない

(原状回復)

第15条 利用者は、コミュニティセンターの利用を終えたとき、又は第9条第1項の規定により許可の取消し又は利用の中止の処分を受けたときは、速やかに原状に復さなければならない。

2 利用者は、前項の規定により原状に復したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設等を損傷し、又は物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はそ

い。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第9条関係)

(単位:円)

時間区分 施設区分	午前	午後	夜間
	(午前9時から正午 まで)	(午後1時から午後 5時まで)	(午後6時から午後 10時まで)
研修室(A)	400	500	600

の損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第3章 ふじみ野市立大井中央公民館鶴ケ岡分館

(設置)

第17条 ふじみ野市立大井中央公民館鶴ケ岡分館(以下「大井中央公民館鶴ケ岡分館」という。)の設置については、ふじみ野市立公民館条例(平成17年ふじみ野市条例第69号)の定めるところによる。

(準用)

第18条 第3条、第4条第3号及び第5条第1号の規定は、大井中央公民館鶴ケ岡分館について準用する。この場合において、第3条中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「コミュニティセンター」とあるのは「大井中央公民館鶴ケ岡分館」と、「管理運営」とあるのは「管理」と、第4条第3号中「コミュニティセンター」とあるのは「大井中央公民館鶴ケ岡分館」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則(大井中央公民館鶴ケ岡分館に係るもの)にあつては、教育委員会規則で定める。

別表(第10条関係)

利用料金

(単位:円)

時間区分 施設区分	午前	午後	夜間
	(午前9時～正午)	(午後1時～午後5 時)	(午後6時～午後10 時)
研修室(A)	400	500	600

研修室(B)	400	500	600
会議室	300	400	500
和室	200	300	400

備考 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

研修室(B)	400	500	600
会議室	300	400	500
和室	200	300	400

備考 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、利用料金を徴収しない。